



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 1 3 号 令和 7 年 4 月 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1 0	徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程	

徳島県企業管理規程第十号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第二十二条の六第一項」を「第二十二条の五第一項」に改める。

第二十二条中「令第二十二条の六第二項」を「令第二十二条の五第二項」に改める。

第四十三条中「押印の上」を削る。

第五十四条第二項第二号を削り、第三号を第二号とし第四号から第八号を一号ずつ繰り上げる。

第五十五条中「公金振替署」を「公金振替書」に改める。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

第二百二条第二項を次のように改める。

第二百二条第二項 前項における収益性の低下や将来の経済的便益の減少を判定する単位として次の表の上欄に掲げる事業が保有する固定資産を以下のようにグループ化（以下「資産グループ」という。）する。なお、それぞれ資産グループ内の固定資産であつても遊休資産や賃貸借用不動産はその一つ一つで単独の資産グループとして扱うものとする。

事業	資産グループ
電気事業	水力発電事業 太陽光発電事業
工業用水道事業	吉野川北岸工業用事業 阿南工業用水同事業
土地造成事業	西長峰工業団地
駐車場事業	藍場町地下駐車場及び松茂駐車場

別表第一その一勘定科目表（電気事業会計）の収益の表を次のように改める。

款	項	目	節	備考		
事業収益	営業収益	電力料	他社販売電力料	他へ販売する水力発電の電力料金をいう。		
			太陽光発電電力料	他へ販売する太陽光発電の電力料金をいう。		
		営業雑収益	使用料	上記の科目に該当しない収益で、電気事業に伴って通常発生するものをいう。		
			容量市場収入	公舎使用料等をいう。		
			雑口	営業収益中他の項目に属さないもの及びたな卸益等を計上する。		
	財務収益	受取利息及び配当金	預金利息			
			基金利息			
			貸付金利息			
			有価証券利息			
			配当金			
			雑利息			
			事業外収益	長期前受金戻入	再評価積立金	
					受贈財産評価額	
					寄附金	
					負担金	
	工事負担金					
	他会計補助金					
	(何) 補助金					
	その他資本剰余金					
	雑収益					
		固定資産売却収益				
		有価証券売却収				

			益	
			事業外固定資産	
			売却収益	
			不用品売却収益	
			物品売却収益	
			その他雑収益	
		消費税及び地方		
		消費税還付金		
			消費税及び地方	
			消費税還付金	
	特別利益	固定資産売却益		
			固定資産売却益	
		過年度損益修正		
		益		
			過年度損益修正	
			益	
		その他特別利益		
			その他特別利益	

別表第一その一勘定科目表（電気事業会計）資産の固定資産の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
(電気事業固定資産) 水力発電設備	(何)所	土地		括弧の款は、明細表作成時の科目とし、日常整理はそれぞれ以下とする。
		水源かん養林		所別に整理する。ただし、貯水池、専用鉄道、水源かん養林、水力総合事務所等で発電所に所属しないものは、単独の項別に整理する。
		建物		土地の取得に関して要した買収代及び整地費(建物又は構築物に直接に関係あるものを除く。)、登録税、周旋料、消耗品等の諸経費をいう。
			鉄筋コンクリート造	水源かん養林の取得に関して要した買収代及び土地の取得に要する諸経費に準ずるものをいう。植林費を含む。
			金属造	建物の取得に関して要した工事費(基礎工事費及び附属施設工事費を含む。)、材料代、買収代(買収建物を使用するために要した修繕、模様替え、改造等の諸経費を含む。)、人夫賃、消耗品費、登録税、周旋料等をいう。
			木造	鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。
		水路		鉄骨造り、石造り、ブロック造り及び土蔵造りを含む。
			えん堤	木造モルタル造りを含む。
			取水口	基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費及びその他の諸経費を含む。
			導水路	貯水池又は調整池に属するものを除く。
			沈砂池	洪水取水口及びでき堤を含む。
			水槽	
			水圧管路	
			放水路	
			雑工事	水路の建設に伴う道路付替費用、寄附金等本項の他の目に該当しないものをいう。揚水設備及び歩道を含む。
		貯水池（又は調整池）		
			えん堤	「水路」に整理されるものを除く。
			雑工事	「水路」の同節に準ずる。
		機械装置		運搬費、据付費、消耗品及びその他の諸経費を含む。
			水車	所内用水車及び励磁機用水車を含む。
			発電機	所内用発電機を含む。

業務設備	(何)	主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 基礎 通信電灯電力装置 修繕試験装置 その他機械装置	地方配電用変圧器を含む。
			母線ケーブル及び所内用配電盤開閉装置を含む。
			自動制御装置と一体となつている測定装置及び監視装置を含み配電盤に取り付けられているものを除く。
			電線及び碍子は、配電盤開閉装置で整理する。
		備品	電気事業会計規則の「機械装置、諸機械装置」及び「諸装置、雑装置」をいう。その他機械、その他装置に整理する。
		工具 器具及び備品 車両及び船舶	耐用年数が1年以上であつて取得価格又は製作価格が10万円以上のものをいう。
		無形固定資産	種類別に節に整理する。
		リース資産	
		(何)	リース資産の内容については上記有形固定資産及び無形固定資産の節の例による。
		建設仮勘定	工事件名別に整理する。ただし金額が少額であるときは、同種の工事を一括して整理することができる。別に定める「建設仮勘定整理科目表」による。附帯事業固定資産又は、事業用固定資産に係るものがあるときは項別に整理する。
		(何)	
		建設準備勘定	
		(何)	
		除去仮勘定	「建設仮勘定」に準じて整理する。
		(何)	
		減価償却累計額 (貸方)	
		共有者持分額 (貸方)	「水力発電設備」を他と共有する場合は、該当する目又は節の貸方に計上する。
		共有者持分額 (貸方)	
		土地	本局等に整理する。 「水力発電設備」の同目に準ずる。

太陽光発電設備	(何) 所	建物 構築物	同上
		独立電話線路	交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それがない場合は電話器までとする。電気事業会計規則の同目に準じて整理する。
		添架電話線	その支持物又は管路が他の科目に整理された電話線をいう。交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それがない場合は電話器までとする。電気事業会計規則の同目に準じて整理する。
		空中線施設	無線通信用の構築物をいう。電気事業会計規則の同目に準じて整理する。
		その他構築物	
		機械装置	
		通信機械装置	電気事業会計規則の同目に準じて整理する。
		その他機械装置	電気事業会計規則の諸装置に属するものを同目に準じて整理する。
		備品	「水力発電設備」の同目に準ずる。
		無形固定資産	同上
		リース資産	リース資産の内容については上記有形固定資産及び無形固定資産の節の例による。
		(何)	
		建設仮勘定	工事件名別に整理する。ただし金額が少額であるときは、同種の工事を一括して整理することができる。別に定める「建設仮勘定整理科目表」による。附帯事業固定資産又は、事業用固定資産に係るものがあるときは項別に整理する。
		建設準備勘定	(何)
		除却仮勘定	(何)
		減価償却累計額 (貸方)	
		機械装置	所別に整理する。「水力発電設備」の同目に準ずる。
		発電機 (何)	
		備品	
		器具及び備品 (何)	

(事業外固定資産)	事業外固定資産	(何)	建設仮勘定	(何)	電気事業又は附帯事業の用に供されないことが確定した設備であつて、「除却仮勘定」又は「貯蔵品勘定」へ振り替えられないものを含む。				
			建設準備勘定	(何)					
			除却仮勘定	(何)					
			減価償却累計額 (貸方)	共有者持分額 (貸方)					
			共有者持分額 (貸方)						
			(投資その他の資産)	投資有価証券		(何)	廃止設備	(何)	本局等に整理する。 該当する稼働設備の科目に準じて整理する。
							土地	「水力発電設備」の同目に準ずる。 同上	長期投資の目的をもつて所有する有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）をいう。 本局等に整理する。項について以下同じ。
建物									
立木									
(何)									
無形固定資産	長期投資の目的をもつて所有する有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）をいう。 本局等に整理する。項について以下同じ。								
減価償却累計額 (貸方)									
(何)		(何)	地方債						
			国債						
			政府保証債						
			株式						
			社債						
			その他有価証券						

出資金	(何)			
長期貸付金	(何)	(何) 出資金		長期貸付金のうち、貸借対照表日後1年を超えて履行期限の到来するものをいう。
貸倒引当金	(何)	他会計貸付金 一般貸付金		
基金	(何)	貸倒引当金		口別に整理する。
長期前払消費税 及び地方消費税	(何)	減債基金 雑特定基金		積立金、引当金、預り金等に対応して保有する資産及びこれに準ずるものをいう。目的別に整理する。
その他投資	(何)	長期前払消費税 及び地方消費税		
減価償却費累計 額	(何)	預託金 雑口		
		(何)		

別表第一その一勘定科目表（電気事業会計）資産の流動資産の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
現金預金	現金			支払の確実な小切手等，官庁支払通知書等で書引なくして現金に引き換え得るものを含む。
	預金	定期預金 通知預金 普通預金 当座預金		貸借対照表日後1年以内に満期の到来するものをいう。
未収金	(何)	営業未収金	電力料 太陽光発電電力料 営業雑収益	本局等に整理する。項について以下同じ。 「営業収益」の各科目に係る未収金をいう。
		営業外未収金	財務収益 事業外収益	「財務収益，風力電力料及び事業外収益」の各科目に係る未収金をいう。
		その他未収金	諸売却代雑口	
有価証券	(何)	地方債 国債 政府保証債 株式 社債 (何)		一時所有の目的をもつて，保有する市場性のある有価証券及び一年以内に満期の到来する有価証券をいう。
貯蔵品	(何)	一般貯蔵品 特殊品		物品別又は種類別及び品質別に区分し，かつ，単価を付して整理する。
短期貸付金				貸借対照表日後1年以内に履行期限の到来するものを

	(何)	他会計貸付金 一般貸付金		いう。
前払費用				
	(何)	未経過保険料 その他前払費用		
前払金				物品代等で前払したものをいう。
	(何)	請負代 買入物品代 その他前払金		
未収収益				
	(何)			
貸倒引当金		(何)		
	未収金貸倒引当金 短期貸付金貸倒引当金 未収収益貸倒引当金			
その他流動資産				流動資産のうち上記の各科目に該当しないものをいう。
	(何)	仮払金	仮払消費税及び 地方消費税 雑口	
保管有価証券				担保として預かった有価証券をいう。預り先別に整理する。
一年内償還 長期貸付金				長期貸付金のうち、貸借対照表日後1年を以内に履行期限の到来するものをいう。
	(何)	他会計貸付金 一般貸付金		

別表第一その二勘定科目表（工業用水道事業会計）資産の固定資産の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
(有形固定資産)				括弧の款は財務諸表作成時の科目とし、日常整理はそれ以下とする。
有形固定資産				将来営業の用に供する目的をもって所有する資産を含む。
	土地	(何)	事務所用地	土地の取得に要した買収費、整地費(建物又は構築物に直接関係あるものを除く。)及び測量費等をいう。
			施設用地	吉野川北岸工業用水道事業等事業名を記入して整理する。項、目について以下同じ。ただし、その他投資の目は除く。
			その他用地	万代庁舎用地等事務所のための用地をいう。
	立木	(何)		浄水場等施設のための用地(施設に附属する事務所の用地を含む。)をいう。
	建物	(何)		建物と一体をなす暖房、照明、通風設備等を含む。
			事務所用建物	万代庁舎、営業所等もつばら事務所の用に供される建物をいう。
			施設用建物	取水、貯水、浄水、配水等の作業施設の用に供される建物をいう。
			公舎合宿用建物	公舎、合宿所等の建物をいう。
			その他建物	
	建物減価償却累計額	(何)		
	構築物	(何)		
			原水及び浄水設備	取水設備から沈澱池、ろ過池等を経て浄水を終わるまでの設備をいう。
			配水設備	浄水の送配給水設備をいう。
			その他構築物	
	構築物減価償却累計額	(何)		
	機械装置	(何)		

			電気設備	電動機、変圧器、配電盤、所内配電装置等(建物に含むものを除く。)をいう。
			内燃設備	直結電動機等分離し難い電気設備を含む。
			ポンプ設備	
			塩素滅菌設備	
			量水器	
			その他機械装置	
機械装置減価償却累計額	(何)			
車両運搬具	(何)			自動車、自転車、その他陸上運搬具等をいう。
車両運搬具減価償却累計額	(何)			
船舶	(何)			給水船舶等をいう。
船舶減価償却累計額	(何)			
工具器具及び備品	(何)			機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備その他備品で耐用年数1年以上であり、かつ、相当価格以上のものをいう。
工具器具及び備品減価償却累計額	(何)			
リース資産	(何)			リース資産の内容については上記固定資産の節の例による。
リース資産減価償却累計額	(何)	(何)		
建設仮勘定 その他有形固定資産	(何)			別に定める「建設仮勘定整理科目表」による。
その他有形固定				

	資産減価償却累 計額			
(事業外固定資 産)		(何)		
事業外固定資産				
	土地			
		(何)		
	その他			
		(何)		
(無形固定資産)				
無形固定資産				
	水利権			
		(何)		
	地上権			
		(何)		
	地役権			
		(何)		
	施設利用権			
		(何)		
	電話加入権			
		(何)		
	リース資産			リース資産の内容については上記固定資産の節の例によ る。
		(何)		
			(何)	
	その他無形固定 資産			
		(何)		
(投資その他の 資産)				
投資有価証券				長期投資の目的をもって所有する有価証券（一年内（当 該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をい う。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。） をいう。
	(何)			
		地方債		
		国債		
		政府保証債		
		株式		

出資金	(何)	社債 その他有価証券	
長期貸付金	(何)	(何) 出資金	契約期間1年以上のものをいう。
貸倒引当金	(何)	他会計貸付金 一般貸付金	
基金	(何)	(何) 貸倒引当金	
長期前払消費税 及び地方消費税	(何)	減債基金 雑特定基金	口別に整理する。 積立金、引当金、預り金等に対応して保有する資産及び これに準ずるものをいう。目的別に整理する。
その他投資	(何)		
減価償却費累計 額	(何)	預託金	
		(何)	

別表第一その二勘定科目表（工業用水道事業会計）資産の流動資産の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
現金預金	現金 預金	定期預金 通知預金 普通預金 当座預金		貸借対照表日後1年以内に満期の到来するものをいう。
未収金	(何)	営業未収金 営業外未収金 その他未収金	給水収益 受託工事収益 営業雑収益 受取利息 補助金 営業外雑収益 諸売却代 雑口	吉野川北岸工業用水道事業等事業名を記入して整理する。項について以下同じ。 「営業収益」の各科目に係る未収金をいう。 水道料金及び量水器使用料の未収金をいう。 配給水工事の受託工事に係る未収金をいう。 材料売却収益、手数料その他営業収益に係る未収金をいう。 「営業外収益」の各科目に係る未収金をいう。
有価証券	(何)	地方債 国債 政府保証債 株式 社債 (何)		一時所有の目的をもつて保有する市場性のある有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券をいう。
貯蔵品	(何)	一般貯蔵品 特殊品		物品別又は種類別及び品質別に区分し、かつ単価を付して整理する。
短期貸付金				契約期間が1年未満のものをいう。

前払費用	(何)	他会計貸付金 一般貸付金		
前払金	(何)	未経過保険料 その他前払費用		物品代等で前払したものをいう。
未収収益	(何)	請負代 買入物品代 その他前払金		
貸倒引当金	(何)	(何)		
その他流動資産	(何)	未収金貸倒引当金 短期貸付金貸倒引当金 未収収益貸倒引当金		流動資産のうち上記の各科目に該当しないものをいう。
保管有価証券	(何)	仮払金	仮払消費税及び 地方消費税 雑口	担保として預かった有価証券をいう。預り先別に整理する。
一年内償還長期 貸付金	(何)	他会計貸付金 一般貸付金		

別表第一その二勘定科目表（工業用水道事業会計）の負債の流動負債の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
一時借入金	(何)			貸借対照表日後1年以内に履行期限の到来するものをいう。
企業債	(何)	他会計借入金 一般借入金		吉野川北岸工業用水道事業等事業名を記入して整理する。項について以下同じ。 政府資金、公庫資金、金融機関等からの借入金をいう。 貸借対照表日後1年以内に履行期限の到来するものをいう。
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債	その他の企業債	
他会計借入金	(何)	(何) 会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金	貸借対照表日後1年以内に履行期限の到来するものをいう。
リース債務	(何)	リース債務		貸借対照表日後1年以内に履行期限の到来するものをいう。
未払金	(何)	営業未払金 その他未払金		
未払費用	(何)			
前受金				他からの前受金及び次期以降に属する収益をいう。

前受収益	(何)	営業前受金 営業外前受金	前受利息 前受雑収益	
		その他前受金	諸売却代 雑口	
引当金	(何)	(何)		
その他流動負債	(何)	賞与引当金 退職給付引当金 法定福利引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 (何)引当金		他から預かった現金等に係る債務をいう。
	(何)	預り金	所得税 市町村民税 共済組合掛金 健康保険料 厚生年金保険料 雇用保険料 仮受消費税及び 地方消費税	
預り有価証券		雑口		担保として預かった有価証券をいう。預り先別に整理する。

別表第一その三勘定科目表（土地造成事業会計）資産の固定資産の表を次のように改める。

[illegible]

				う。以下同じ。)に満期の到来する有価証券を除く。)をいう。
	(何)	地方債 国債 政府保証債 株式 社債 その他有価証券		
出資金				
	(何)	(何) 出資金		
長期貸付金				
	(何)	他会計貸付金 一般貸付金		
土地年賦未収金				
	(何)			
貸倒引当金				
	(何)	長期貸付金貸倒 引当金 土地年賦未収金 貸倒引当金		
基金				
	(何)	減債基金 雑特定基金		
長期前払消費税 及地方消費税				
	(何)	長期前払消費税 及地方消費税		
その他投資				
	(何)	(何)		
減価償却累計額				
	(何)	(何)		

別表第一その三勘定科目表（土地造成事業会計）資産の流動資産の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
現金預金	現金 預金	定期預金 通知預金 普通預金 当座預金		
未収金	(何)	営業未収金 営業外未収金 その他未収金	土地売却収益 受託工事収益 営業雑収益 受取利息 補助金 営業外雑収益 諸売却代 雑口	地区名を記入して整理する。項について以下同じ。
有価証券	(何)	地方債 国債 政府保証債 株式 社債 (何)		一時所有の目的をもって保有する市場性のある有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券をいう。
貯蔵品	(何)	一般貯蔵品 特殊品		
短期貸付金	(何)	他会計貸付金 一般貸付金		

前払費用	(何)	未経過保険料 その他前払費用		
前払金	(何)	請負代 買入物品代 その他前払金		
未収収益	(何)	(何)		
土地年賦未収金	(何)			
貸倒引当金	(何)	未収金貸倒引当金 短期貸付金貸倒引当金 未収収益貸倒引当金 土地年賦未収金貸倒引当金		
その他流動資産	(何)	仮払金	仮払消費税及び 地方消費税 雑口	
保管有価証券 一年内償還長期 貸付金	(何)	他会計貸付金 一般貸付金		

。 別表第一その四勘定科目表（駐車場事業会計）資産の固定資産の表を次のように改める

款	項	目	節	備考
(有形固定資産) 有形固定資産				括弧の款は、財務諸表作成時の科目とし、日常整理はそれ以下とする。
	土地	(何)	事務所用地 施設用地 その他用地	藍場町地下駐車場等駐車場名を記入して整理する。項目について以下同じ。ただし、その他投資の目は除く。
	立木	(何)		
	建物	(何)	事務所用建物 施設用建物 公舎合宿用建物 その他建物	
	建物減価償却累計額	(何)		
	構築物	(何)	その他構築物	
	構築物減価償却累計額	(何)		
	機械装置	(何)	電気設備 内燃設備 ポンプ設備 その他機械装置	
	機械装置減価償却累計額	(何)		
	備品	(何)		

			車両 その他備品	
	備品減価償却累 計額	(何)		
	リース資産	(何)	(何)	リース資産の内容については上記固定資産の節の例によ る。
	リース資産減価 償却累計額	(何)	(何)	
(事業外固定資 産)	建設仮勘定			別に定める「建設仮勘定整理科目表」による。
事業外固定資産	土地	(何)		
	その他	(何)		
(無形固定資産)				
無形固定資産	地上権	(何)		
	施設利用権	(何)		
	電話加入権	(何)		
	リース資産	(何)	(何)	リース資産の内容については上記無形固定資産の節の例 による。
		その他無形固定 資産		
(投資その他資 産)				
投資有価証券				長期投資の目的をもつて所有する有価証券（一年内（当 該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をい

				う。以下同じ。)に満期の到来する有価証券を除く。)をいう。
	(何)	地方債 国債 政府保証債 株式 社債 その他有価証券		
出資金				
	(何)	(何) 出資金		
長期貸付金				
	(何)	他会計貸付金 一般貸付金		
貸倒引当金				
	(何)	(何) 貸倒引当金		
基金				
	(何)	減債基金 雑特定基金		
長期前払消費税 及び地方消費税				
	(何)	長期前払消費税 及び地方消費税		
その他投資				
	(何)	(何)		
減価償却累計額				
	(何)	(何)		

。 別表第一その四勘定科目表（駐車場事業会計）資産の流動資産の表を次のように改める

款	項	目	節	備 考
現金預金	現金 預金	定期預金 通知預金 普通預金 当座預金		
未収金	(何)	営業未収金 営業外未収金 その他未収金	駐車場収益 営業雑収益 受取利息 補助金 営業外雑収益 諸売却代 雑口	藍場町地下駐車場等駐車場名を記入して整理する。項について以下同じ
有価証券	(何)	地方債 国債 政府保証債 株式 社債 (何)		一時所有の目的をもつて保有する市場性のある有価証券及び一年以内に満期の到来する有価証券をいう。
貯蔵品	(何)	一般貯蔵品 特殊品		
短期貸付金	(何)	他会計貸付金		

前払費用	(何)	一般貸付金		
		未経過保険料		
		その他前払費用		
前払金	(何)	請負代		
		買入物品代		
		その他前払金		
未収収益	(何)	(何)		
貸倒引当金	(何)	未収金貸倒引当金		
		短期貸付金貸倒引当金		
		未収収益貸倒引当金		
その他流動資産	(何)	仮払金	仮払消費税及び 地方消費税 雑口	
保管有価証券 一年内償還長期 貸付金	(何)	他会計貸付金 一般貸付金		

別表第二第三条を次のように改める。

第三条 削除

別表第二第四条第二項を削る。

別表第五その一 予算科目表（電気事業会計） 収益的収入の表を次のように改める。

款	項	目	節	備考		
事業収益	営業収益	電力料	他社販売電力料			
		太陽光発電電力料	太陽光発電電力料			
		営業雑収益	使用料			
	財務収益	容量市場収入	雑口			
		受取利息及び配当金	預金利息			
			基金利息			
			貸付金利息			
			有価証券利息			
			配当金			
			雑利息			
			事業外収益	他会計補助金	他会計補助金	
	補助金	(何) 補助金				
	長期前受金戻入	再評価積立金				
		受贈財産評価額				
		寄附金				
		負担金				
		工事負担金				
		他会計補助金				
		(何) 補助金				
		その他資本剰余金				
雑収益	固定資産売却収					

			益	
			有価証券売却収	
			益	
			事業外固定資産	
			管理収益	
			不用品売却収益	
			物品売却収益	
			その他雑収益	
		消費税及び地方		
		消費税還付金		
			消費税及び地方	
			消費税還付金	
	特別利益			
		固定資産売却益		
			固定資産売却益	
		過年度損益修正		
		益		
			過年度損益修正	
			益	
		その他特別利益		
			その他特別利益	

別表第五その一 予算科目表（電気事業会計） 資本的収入の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
資本的収入	企業債	企業債	建設改良等の財 源に充てるため の企業債 その他の企業債	
	出資金	出資金	(何) 出資金	
	固定資産売却代	固定資産売却代	土地売却代 建物売却代 機械売却代 備品売却代 その他売却代	
		事業外固定資産 売却代	土地売却代 建物売却代 その他売却代	
	投資有価証券償 還金	投資有価証券償 還金	地方債償還金 国債償還金 政府保証債償還 金 社債償還金 その他有価証券 償還金	
	補助金	補助金	(何) 補助金	
	他会計長期貸付 金等返還金			

	他会計長期貸付 金等返還金	(何) 会計長期 貸付金返還金
他会計長期借入 金		(何) 出資金返 還金
	他会計長期借入 金	(何) 会計長期 借入金
工事受託金	工事受託金	(何) 工事受託金
	分担金	共有設備費分担 金
工事負担金	工事負担金	(何) 工事負担金
建設収入	建設収入	建設収入
その他収入	雑収入	雑収入

。 別表第五その二予算科目表（工業用水道事業会計）資本的収入の表を次のように改める

款	項	目	節	備考		
資本的収入	企業債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	吉野川北岸工業用水道事業等事業名を括弧書きで節の上に記入して区分する。目について以下同じ。		
			その他の企業債			
	固定資産売却代	固定資産売却代	土地売却代			
			建物売却代			
			機械売却代			
			備品売却代			
			その他売却代			
	投資有価証券償還金	投資有価証券償還金	地方債償還金			
			国債償還金			
			政府保証債償還金			
			社債償還金			
			その他有価証券償還金			
			出資金		出資金	(何) 出資金
	補助金	補助金	国庫補助金			
			(何) 会計補助金			
	他会計長期借入金	他会計長期借入金	(何) 会計長期借			

	工事受託金	工事受託金	入金	
			(何) 工事受託金	
	工事負担金	工事負担金	(何) 工事負担金	
	建設収入	建設収入	建設収入	
	その他収入	雑収入	雑収入	

別表第五その三予算科目表（土地造成事業会計）資本的収入の表を次のように改める。

款	項	目	節	備考
資本的収入	企業債	企業債	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債 その他の企業債	
	出資金	出資金	(何) 出資金	
	固定資産売却代	固定資産売却代	土地売却代 建物売却代 機械売却代 備品売却代 その他売却代	
	投資有価証券償 還金	投資有価証券償 還金	地方債償還金 国債償還金 政府保証債償還 金 社債償還金 その他有価証券 償還金	
	補助金	補助金	(何) 補助金	
	他会計長期貸付 金返還金	他会計長期貸付 金返還金	(何) 会計長期貸 付金返還金	

	他会計長期借入金			
		他会計長期借入金	(何) 会計長期借入金	
	工事受託金	工事受託金	(何) 工事受託金	
	工事負担金	工事負担金	(何) 工事負担金	
	建設収入	建設収入	建設収入	
	その他収入	雑収入	雑収入	

別表第五その四予算科目表（駐車場事業会計）資本的収入の表を次のように改める。

款	項	目	節	備考
資本的収入	企業債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	
			その他の企業債	
	出資金	出資金	(何) 出資金	
	固定資産売却代	固定資産売却代	土地売却代	
			建物売却代	
			機械売却代	
			備品売却代	
			その他売却代	
	投資有価証券償還金	投資有価証券償還金	地方債償還金	
			国債償還金	
			政府保証債償還金	
			社債償還金	
			その他有価証券償還金	
	補助金	補助金	(何) 補助金	
他会計長期貸付金返還金	他会計長期貸付金返還金	(何) 会計長期貸付金返還金		

	他会計長期借入金	他会計長期借入金	(何) 会計長期借入金	
	工事受託金	工事受託金	(何) 工事受託金	
	工事負担金	工事負担金	(何) 工事負担金	
	建設収入	建設収入	建設収入	
	その他収入	雑収入	雑収入	

別表第五その四予算科目表（駐車場事業会計）資本的支出の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
資本的支出	建設改良費	建設費 (何) 工事口	土地 建物 構築物 機械装置 備品 仮設備 補償費 総係費	測量監督費，仮設備費用，建設中利子，建設分担関連費等に区分する。 藍場町地下駐車場等駐車場名を括弧書きで節の上に記入して区分する。
		改良費	土地 建物 構築物 機械装置 備品 無形固定資産	
	企業債償還金	企業債償還金	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債 その他企業債	
	他会計長期借入金償還金	(何) 会計長期借入金償還金	建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金 その他長期借入金	
	投資			

		投資有価証券	
			地方債
			国債
			政府保証債
			株式
			社債
			その他有価証券
		出資金	
			(何)出資金
		長期貸付金	
			(何)会計貸付金
			一般貸付金
		基金	
			減債基金
			雑特定基金
		その他投資	
			(何)
	一般会計繰出金		
		一般会計繰出金	
			一般会計繰出金

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。